

大津市風しん任意予防接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しん患者が急増している状況を踏まえ、妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠の予定がある者等が任意に接種する風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種（いずれも薬事法（昭和35年法律第145号）第43条第1項の規定による検定に合格したワクチンを使用するものに限る。以下「予防接種」という。）に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 予防接種に係る費用（以下「接種費用」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、予防接種を受ける日（以下「接種日」という。）において本市の区域内に住所を有する者であって、風しんに罹患したことがないもの（風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種を2回接種した者並びに風しん抗体価が、H I法で16倍を超える者、E I A法でE I A価8.0以上の者及び国際単位で30IU/mL以上の者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者（これまでに大津市風しん任意予防接種費用助成を受けていない者に限る。）とする。

- (1) 妊娠の予定がある者（現に妊娠している者を除く。）
- (2) 妊娠の予定がある者（現に妊娠している者を含む。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の同居者

(助成金の額)

第3条 接種費用の助成額は、接種費用の2分の1の額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。ただし、対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である場合における接種費用の助成額は、接種費用の額とする。

(助成の申請等)

第4条 この要綱による接種費用の助成を受けようとする者は、大津市風しん任意予防接種費用助成金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医療機関が発行する接種費用の領収書その他の風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種に係る接種に要した費用の額が記載された書類の写し
- (2) 風しん抗体価が証明できる書類の写し
- (3) 振込先が確認できる書類（預金通帳のコピー等）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、申請書を受理した場合において、接種費用の助成をすることと決定したときは、速やかに助成金（以下「助成金」という。）を支払うものとし、接種費用の助成決定の通知は助成金の支払をもってこれに代えるものとする。

4 市長は、申請書を受理した場合において、接種費用の助成をしないことと決定したときは、大津市風しん任意予防接種費用助成金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

5 第1項の申請は、接種日から1年以内に行わなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、前条第3項の規定により支払った額で確定するものとする。

（交付請求書）

第6条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、接種費用の助成に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の大津市風しん任意予防接種費用助成要綱様式第1号

の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。